

● ● みんなが子育てしやすい町に ● ●

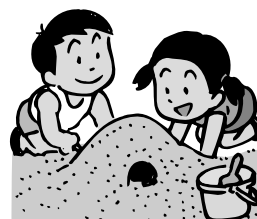
(少子化対策で町独自の子育て家庭へ経済的支援)

☆子育て支援費の対象者拡大・増額（4月から） ☆学童保育の対象者拡大・時間延長（4月から） ☆保育所の第3子以降の保育料無料化 ☆保育所入所児子育て助成金の支給を実施 ☆小中学生の給食費の半額助成

町では、少子化対策・子育て支援を目的に、子育て家庭への経済的支援等、町独自の事業を実施しています。

★子育て支援費の支給

対象となる方 ・ 出産・小学校入学児の父母
 出産 ①第1子・第2子・・・50,000円（4月から拡大）
 ②第3子以降・・・100,000円（4月から増額）
 小学校入学 ①第1子・第2子・・・20,000円（4月から拡大）
 ②第3子以降・・・50,000円
 提出書類 申請書に記入のうえ、保健福祉課へ提出してください。



★学童保育

対象となる学年 ・ 小学1年生から4年生を小学6年生まで拡大（4月から）
 保育時間 ①小学校授業日・・・授業終了時から午後6時30分まで延長（4月から）
 ②小学校休業日及び毎月第1土曜日・・・午前8時から午後6時30分まで延長（4月から）
 提出書類 申請書に記入のうえ、保健福祉課へ提出してください。

★保育所の第3子以降の保育料無料化

対象となる児童 ・ 保育所に入所した児童の保護者等が、養育、看護している18歳未満（その児童が年度の途中で満18歳に達する場合には、18歳に達する日以降最初の3月31日までにある者）の児童が3人以上いる世帯で、第3子以降の児童
 ※保育料に滞納がないこと
 提出書類 申請書に記入のうえ、神崎保育所、または米沢保育所へ提出してください。

★保育所入所児子育て助成金

対象者 ・ 神崎保育所・米沢保育所に入所している児童の保護者。
 助成金額 ・ 0歳児～2歳児 月額8,100円（月額保育料を上限）
 ・ 3歳児～5歳児 月額4,700円（ ）
 ※保育料に滞納がないこと
 提出書類 申請書に記入のうえ、神崎保育所、または米沢保育所へ提出してください。

★小中学生の給食費の半額助成

対象者 ・ 神崎小学校・米沢小学校・神崎中学校の児童・生徒の保護者。
 ※給食費に滞納がないこと